

平成 30 年度厚生労働行政推進調査事業費補助金

(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))

「高齢期を中心とした生活・就労の実態調査(H30-政策-指定-008)」

分担研究報告書

国民年金被保険者の実態

研究分担者 田中宗明(みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部 シニアコンサルタント)

研究分担者 大室陽(みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部 コンサルタント)

研究要旨

本研究は、国民年金第3号被保険者本人およびその者が属する世帯、また雇用者として働きながら公的年金の加入状況としては国民年金第1号被保険者となっている者に焦点を当て、本人及びその者が属する世帯の状況等を明らかにした。経済・社会環境の変化の中で、「夫が厚生年金被保険者、妻が国民年金第3号被保険者」という状況が一般的ではなりつつあることを踏まえると、少なくとも世帯として高い保険料負担能力を持つ場合に、国民年金第3号被保険者やその者を扶養する配偶者に何らかの追加的な負担を求めることは、応能負担及び応益負担の双方の観点から検討の余地があるように思われる。また現在、非適用事業所に雇用されている者については、たとえフルタイムで就労する場合でも厚生年金に加入できない状態にある。しかし、より充実した保障の必要性から、こうした状態は早急に是正される必要がある。

A. 研究目的

国民年金第3号被保険者制度に対しては、女性就労の進展や、共働き世帯や未婚率の上昇といった経済・社会環境の変化を背景として、制度の必要性や公平性について様々な意見がある。また、今後さらなる女性の就労が期待される中で、女性の就労を阻害する制度的要因となっているとの指摘も根強い。

また現在、政府が進めている厚生年金の適用拡大の主目的の一つは、雇用者でありなが

ら国民年金第1号被保険者となっている者に、被用者にふさわしい保障を提供することである。しかしながら、雇用者であるにもかかわらず国民年金第1号被保険者となっている者には、多様な属性の者が含まれている。また、厚生年金に適用されていない理由についても同様ではない。

上記の背景を踏まえ、本分析では、国民年金第3号被保険者本人およびその者が属する世帯、また雇用者として働きながら公的年金の

加入状況としては国民年金第1号被保険者となっている者に焦点を当て、本人及びその者が属する世帯の状況等を明らかにする。

B. 研究方法

分析にあたっては、国民生活基礎調査(平成28年)の調査票情報を独自に集計した。

国民年金第3号被保険者について、家庭環境を把握するために、年齢階級別に配偶者の所得の状況、子や親の状況等について集計を行った。また就労に関する状況を把握するために、年齢階級及び末子の年齢階級別に、仕事の有無、収入を伴う仕事をしている場合の就業形態、労働時間、所得、更に仕事をしていない場合の就労希望等について集計を行った。必要に応じて、国民年金第1号及び第2号被保険者の女性についても同様の集計を行った。

雇用者として働きながら国民年金第1号被保険者となっている者の一般的な特徴を明らかにするために、雇用者として働く国民年金第1号被保険者、及び、比較対象として国民年金第2号被保険者と雇用者として働く第3号被保険者について、雇用者本人の属性、就労状況、その者が属する世帯の経済状況について集計を行った。

また、雇用者として働く国民年金第1号被保険者の基本属性(在学の状況、性別、配偶者の状況)別、及び、週実労働時間別に集計を行った。

C. 研究結果

まず、今回の集計においては、20歳代や30歳代を含めて、配偶者ありの女性のおよそ半数が国民年金第3号被保険者となっていること、国民年金第3号被保険者のうち、収入を伴う仕事をしている者はおよそ半数であり、その中で、当面の厚生年金の短時間労働者に対する適用拡大の対象になり得ると考えられる、週労働時間が20時間以上の者は6割程度であることが確認された。

また、子の状況や就労状況についての集計結果からは、国民年金第3号被保険者の9割近くには子どもがいること、子どもの年齢が低い時期においては、収入を伴う仕事に就く割合が低く、また、仕事に就く場合にも労働時間が短い場合が多いこと、子どもの年齢が上がるにつれて、就労割合が高まり、労働時間も延びる傾向にある一方、そもそも就業を希望しない者の割合も高まることなどが観察された。

さらに夫婦の組合せで所得の状況を集計したところ、妻が国民年金第3号被保険者と国民年金第2号被保険者の場合の夫の所得分布を比較すると、前者の方が高い傾向にあり、国民年金第3号被保険者の夫の10%強は雇用者所得1000万円以上となっていること、妻が国民年金第3号被保険者である夫の中でも、現在就業しておらず就業希望のない国民年金第3号被保険者の夫の雇用者所得は、就業中や現在就業していないが就業希望がある

者の夫と比べて高い傾向にあることが確認された。

雇用者として働く国民年金第1号被保険者の属性については、国民年金第2号被保険者と比べて、女性、また、未婚者や死別・離別を経験した者、学生がより高い割合で含まれる、約4割が世帯における最多所得者であることなどが確認された。

また、就労の状況については、週実労働時間30時間以上の者が約半数を占める、正規就労の者も約1/4の割合で存在する、零細企業で就労する者の割合が高いことなどが明らかとなった。

更に、雇用者として働く国民年金第1号被保険者が属する世帯の経済状況は、国民年金第2号被保険者と比べて一人当たりの平均可処分所得が少ない世帯が多い、貯蓄がないまたは少ない世帯が多い、主観的な生活意識について「大変苦しい」とする割合が高いことが分かった。

就労の状況については、週実労働時間が40時間以上の者の過半数、また、配偶者ありの男性の7割が正規就労である一方、より労働時間が短い者や、女性や未婚者については非正規就労の割合が高い、週実労働時間が40時間以上の者の中には特に零細企業に勤務する者の割合が高いことなどが分かった。

最後に、世帯の経済状況については、週実労働時間が長い者が属する世帯ほど貯蓄

なしや貯蓄が少ない世帯の割合が高い、基本属性別には離婚や死別を経験した者について特に貯蓄なしの世帯が多い、生活意識は、週実労働時間による明確な傾向は見られない一方、基本属性別には離婚や死別を経験した者について「大変苦しい」とする回答の割合が高いことが確認された。

D. 考察

女性に占める国民年金第3号被保険者の割合は未婚率の上昇等によって低下傾向にあるが、結婚を経験する女性にとって、国民年金第3号被保険者制度は今なお公的年金制度上の大きな受け皿となっていることが分かった。また、子育て期において、女性が家庭における育児・家事を中心とした生活を選択する場合において、国民年金第3号被保険者制度が重要な役割を果たしていることが窺えた。

しかし、妻が国民年金第3号被保険者の方が夫の所得が高いという状況については、制度の公平性の観点から、国民年金第3号被保険者制度の在り方を考える上で留意されるべきであろう。

次に、雇用者として働く国民年金第1号被保険者にかかる集計結果から得られた示唆のうち特に重要なのは、雇用者として働いているにも関わらず国民年金第1号被保険者となっている者について、全体としてより充実した保障の必要性を裏付けるだけでなく、特にその必要性が高い者を明らかにしている点である。

具体的には、より労働時間の長い者については、世帯においてより重要な経済的役割を担っている一方、その世帯は貯蓄が無いまたは少ないといった厳しい経済状況にあることが明らかとなっており、このことはその者に対して厚生年金を適用することで、その生活の安定を図ることの重要性を示唆していると言えるであろう。

E. 結論

第3号被保険者分の負担については、国民年金第3号被保険者自身やその者を扶養する配偶者に求めるのではなく、厚生年金制度全体として負担していることになる。

しかしながら、未婚率の上昇や共働き世帯の増加といった経済・社会環境の変化の中で、「夫が厚生年金被保険者、妻が国民年金第3号被保険者」という状況が一般的ではなりつつあることを踏まえると、少なくとも世帯として高い保険料負担能力を持つ場合に、国民年金第3号被保険者やその者を扶養する配偶者に何らかの追加的な負担を求めることは、応能負担及び応益負担の双方の観点から検討の余地があるように思われる。

また現在、一部の個人事業所(従業員5人未満の事業所、及び、飲食サービス業・理美容業等の特定の業種の事業所)については、法律上、厚生年金の適用事業所となる義務がない状態にある。こうした非適用事業所に雇用されている者については、たとえフルタイムで

就労する場合でも厚生年金に加入できない状態にある。しかし、より充実した保障の必要性から、こうした状態は早急に是正される必要がある。あわせて、法律上は適用事業所であるにも関わらず、違法に適用を逃れている事業所(未適用事業所)については、現在、国税庁からの情報提供も得ながら、重点的に対策が進められているところであるが、こうした取り組みを今後も着実に進めていくことが重要である。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

なし

H. 知的所有権の取得状況の出願・登録状況

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし